

松村祥史



商工中金レポート

熊本事務所 TEL096-214-4423 FAX096-214-4424
 熊本県熊本市江越1-6-8
 熊本事務所 TEL0966-45-1488 FAX0966-45-6525
 熊本県球磨郡あさぎ町上北251
 国会事務所 TEL0966-45-1488 FAX0966-45-6525
 東京都千代田区永田町2-1-1
 参議院議員会館728号室
 〒100-8962 TEL03-3508-8728 FAX03-5512-2728

“商工中金法”について甘利明経済産業大臣から言質!!

5月24日(木)の参議院経済産業委員会に於いて、“株式会社 商工中金法”について甘利明経済産業大臣、石毛博行中小企業庁長官や椎名一保財務大臣政務官他に商工中金総代の皆様よりご要望をいただいておりますのでそれにもとずき、以下のことについて質問し、言質をとりました。民営化後も中小企業の金融パートナーであれと注文もつけ、中小企業向け金融機関としての根幹は確保できるものと思っております。

1 株式会社商工中金の位置付けについて
 日本力の源泉である中小企業をしっかりと支えていく機能をなくして民営化するならば、やらない方がいい。
 別な手段で更に応援ができる能力も付けようという事で法案を提案した。

2 平成20年10月の株式会社化の際に設置される“特別準備金”の決定について、また、完全民営化後も信用度を落とすことなく運営していくためには?
 “特別準備金”は商工中金の財政基盤を強化するための非常に重要な要素であり、中小企業団体、その構成員に対する円滑な金融機能を維持して、円滑な資金供給ができるように決めていく。また、有効に活用できるように必要な処置を講じていく。



予算委員会で、中小企業予算について質問する松村祥史

3 平成20年10月の株式会社化後5年から7年を目途に、その株式の全てを処分するというが、中小企業団体やその構成員についての対応は?
 商工中金は正に中小企業のための金融機関であり、中小企業を育ててきたノウハウも持っています。ノウハウと融資と一緒に中小企業に入っていくことにより、日本の中小企業の優秀性が評価されている。
 この機能を失ってはいけないし、オ

4 売却先について、出資者の皆様が大変に心配している。70年かけて出資を募ってきた中小企業のパートナーとして、民営化後もその役割を果たしてほしい。また、株主資格の制限を設けておられるが如何か?
 また、処分方法については、試験的な一般競争入札に基づく方法、第三者組織に価格を決めてもらい中小企業に直接売却する等々、円滑に行われるよう対応していきたい。

1 ナーたる株主の資格制限、貸し出し先も中小企業ということ担保しなくてはならない。
 定款で決めればいいのではないかと
 いう話もあったが、趣旨をきちんと恒久的に維持するための措置は法的に固めていかねばならない。
 フルバンク機能は持っているが、全部預金機能だけで賄うのも大変だが商工債の発行もできるので、低利での資金調達もできる。
 あわせて危機対応体制について、民営化後も政府系金融機関と並んで危機対応を依頼される対象になるので、その際にも支障がないような体制整備をしていかねばならない。
 もろもろ70年培ってきたノウハウが生きるようなしつかりとした体制を民営化後も持つていきたいと、甘利明経済産業大臣等から回答をいただきました。

その結果、株式会社商工中金法が決まりましたので、その概要について報告いたします。
 ①平成20年10月に、協同組織から株式会社へ組織転換(持株会社化)する。既存の民間出資者に十分に配慮し、民間出資者に利益移転が生じないようにした上で、政府出資のかんりの部分を準備金化する。
 ②移行期においては、
 ・中小企業団体及びその構成員向けの金融機能の根幹を維持できるよう、融資対象を限定する。
 ・預金資格制限を撤廃し、預金保険機構に加入。
 ・商工債の発行を引き続き認める。
 ・株主構成を中小企業団体及び構成員に限定する。
 ・(政府も)完全民営化までは株式を保有
 ・法施行後おおむね5年後から7年後を目途として政府保有株式の全部を処分

移行期に係る特別の法律は廃止するが、中小企業団体及びその構成員向けの金融機関として機能を維持するための必要な措置を講ずる
 また同時に、“中小企業信用保険法”の一部改正がされ、以下のことが創設されました。
 1、流動資産担保保険の創設
 ・個人保証や不動産担保に過度に依存しない資金調達環境を整備するため、在庫等を担保とする融資を促進(今回対象となる担保の例)豚、ワイン等
 ・中小企業向け融資総額 255兆円 (在庫:47兆円)
 (売却債権:91兆円)
 ・信用保証協会に
 “流動資産担保保険”
 (担保対象資産に在庫を追加し、売却債権担保保険を拡充)
 2、事業再生保険を創設
 ・民事再生法に基づく再生手続等を利用して事業の再生を目指す中小企業者の資金調達は円滑化、



甘利明経済産業大臣に質問する松村祥史

詳しい資料がありますので、お気軽に松村事務所までご連絡下さい。